

議案第 3 2 号

東京都板橋区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 2 9 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
東京都板橋区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 4 年板橋区条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

「第 3 章 医療型児童発達支援

第 1 節 基本方針（第 6 7 条）

目次中 第 2 節 人員に関する基準（第 6 8 条・第 6 9 条） を「

第 3 節 設備に関する基準（第 7 0 条）

第 4 節 運営に関する基準（第 7 1 条—第 7 7 条）」

第 3 章 削除」に改める。

第 2 条第 1 項第 1 号中「第 6 条の 2 の 2 第 9 項」を「第 6 条の 2 の 2 第 8 項」に改め、同項第 1 4 号中「、第 6 7 条に規定する指定医療型児童発達支援の事業」を削る。

第 4 条ただし書中「第 6 条の 2 の 2 第 3 項」を「第 6 条の 2 の 2 第 2 項」に、「医療型児童発達支援」を「児童発達支援」に改め、「病院をいう。」の次に「以下同じ。」を加え、「第 6 8 条第 1 項第 1 号及び第 7 0 条第 1 項第 1 号において」を「以下」に改める。

第5条中「指導及び訓練を」を削り、「効果的に」を「効果的な支援をし、又はこれに併せて治療（上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童に対して行われるものに限る。以下同じ。）を」に改める。

第7条第3項を次のように改める。

3 前2項に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、診療所として必要とされる数の従業者を置かなければならない。

第7条第4項を削る。

第8条第2項ただし書中「同一敷地内にある他の」を「当該指定児童発達支援事業所以外の」に改める。

第10条第1項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第2項中「指導訓練室には、訓練」を「発達支援室には、支援」に改める。

第11条第1項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、「以下の項において同じ。」を削り、「及び便所」を「、便所、静養室」に改め、同項ただし書を削り、同条第3項を削り、同条第2項中「前項に掲げる」を「第1項に規定する」に改め、同項ただし書を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、前項に規定する設備（医務室を除く。）に加えて、診療所として必要な設備を設けなければならない。

第11条第4項中「前項」を「第2項」に改め、同項ただし書中「場合は」の次に「、第2項に掲げる設備を除き」を加える。

第13条第2項中「行い」を「行うとともに、当該障がい児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう」に改め、同条第4項中「課題、」の次に「心身の健康等に関する領域との関連性並びに障がい児の地域社会への参加及び包摂（以下「インクルージョン」という。）の観点を踏まえた」を加え、同条第5項中「当たっては」の次に「、障がい児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を

確保した上で」を加え、同条第6項中「通所給付決定保護者」の次に「及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援を提供する者」を加え、同条の次に次の1条を加える。

第13条の2 児童発達支援管理責任者は、前条に規定する業務を行うに当たっては、障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

第29条第2項中「当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額」を「、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 次号に掲げる場合以外の場合 当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額
- (2) 治療を行う場合 前号に掲げる額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養を除く。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

第30条中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第31条第1項中「障害児通所給付費」の次に「又は肢体不自由児通所医療費」を加える。

第32条第5項中「前項の評価及び改善の内容を」を「自己評価及び保護者評価並びに前項に規定する改善の内容を、保護者に示すとともに」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項中「自ら評価」を「指定児童発達支援事業所の従業者による評価を受けた上で、自ら評価（以下この条において「自己評価」という。）」に、「保護者による評価」を「通所給付決定保護者（以下この条において「保護者」という。）による評価（以下この条において「保護者評価」という。）」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第3項を第5項とし、第2項を第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、障がい児の適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援（治療に係る部分を除く。以下この条及び次条において同じ。）の確保並びに次項に規定する指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、第13条第4項に規定する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。

第32条第1項の次に次の1項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

第32条の次に次の2条を加える。

第32条の2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム（第13条第4項に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（インクルージョンの推進）

第32条の3 指定児童発達支援事業者は、障がい児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、インクルージョンの推進に努めなければならない。

第34条の見出し及び同条第1項から第3項までの規定中「指導、訓練等」を「支援」に改める。

第39条中「又は特例障害児通所給付費」を「、特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費」に改める。

第40条中「指導訓練室」を「発達支援室」に、「第11条第2項」を「第11条第3項」に改める。

第42条中「指定児童発達支援事業者は」を「指定児童発達支援事業

者（治療を行うものを除く。）は」に改める。

第49条第1項中「第5条第18項」を「第5条第19項」に改める。

第53条の2第3項中「保護者」を「通所給付決定保護者」に改める。

第61条第1項中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同条第2項中「指導訓練を行う場所には、訓練」を「発達支援を行う場所には、支援」に改める。

第63条中「指導訓練室」を「発達支援室」に、「第11条第2項」を「第11条第3項」に、「指導訓練を」を「発達支援を」に改める。

第3章を次のように改める。

第3章 削除

第67条から第77条まで 削除

第78条中「必要な訓練」を「必要な支援」に、「指導及び訓練」を「支援」に改める。

第81条第1項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第2項中「指導訓練室には、訓練」を「発達支援室には、支援」に改める。

第84条及び第85条中「第11条第2項」を「第11条第3項」に、「指導訓練室」を「発達支援室」に改める。

第87条第1項中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同条第2項中「指導訓練を行う場所には、訓練」を「発達支援を行う場所には、支援」に改める。

第89条中「指導訓練室」を「発達支援室」に、「第11条第2項」を「第11条第3項」に、「指導訓練を」を「発達支援を」に改める。

第97条中「、第13条」を「から第13条の2まで」に、「第4項及び第5項を除く。）まで」を「第6項及び第7項を除く。）まで、第32条の2」に、「、第49条、第50条」を「から第50条まで」に、「、第55条及び第76条」を「及び第55条」に、「、第28条第2項ただし書」を「、第13条第4項中「心身の健康等に関する領域との関連性並びに障がい児の地域社会への参加及び包摂（以下「インクルージョン」という。）の観点を踏まえた」とあるのは「心身の健康等に関

する領域との関連性を踏まえた」と、第28条第2項ただし書に、「読み替える」を「、第48条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と読み替える」に改める。

第102条中「及び第5項」を削り、「除く。）まで」の次に「、第32条の3」を加え、「、第49条、第50条」を「から第50条まで」に改め、「、第76条」を削り、「保育所等訪問支援計画」との次に「、第13条第4項中「心身の健康等に関する領域との関連性並びに障がい児の地域社会への参加及び包摂（以下「インクルージョン」という。）の観点を踏まえた」とあるのは「障がい児の地域社会への参加及び包摂（以下「インクルージョン」という。）の観点を踏まえた」と、同条第5項中「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障がい児に係る当該事業所の訪問支援員が当該障がい児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設（以下「訪問先施設」という。）の担当者等」とを、「第95条第2項」との次に「、第32条第6項中「を受けて」とあるのは「及び訪問先施設による評価（以下「訪問先施設評価」という。）を受けて」と、同項第5号中「障がい児及びその保護者」とあるのは「障がい児及びその保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第7項中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に示す」とあるのは「保護者及び訪問先施設に示す」とを、「勤務体制」との次に「、第48条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」とを加える。

第103条第1項中「、第68条、第79条第1項及び第2項」を「、第79条第1項及び第2項」に改め、「、第68条第1項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。））」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第2項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」とを削る。

第106条第1項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、「、第77条」を削り、同条第2項中「指定

障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第49条第1項の改正規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。以下「一部改正法」という。）附則第4条第1項の規定により一部改正法第2条の規定による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）（次項において「新児童福祉法」という。）第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、この条例による改正後の東京都板橋区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第7条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。
- 3 一部改正法附則第4条第1項の規定により新児童福祉法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、新条例第11条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
- 4 この条例の施行の際現に指定を受けているこの条例による改正前の東京都板橋区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（次項において「旧条例」という。）第7条第3項に規定する主として難聴児を通所させる指定児童発達支援事業所及び同条第4項に規定する主として重症心身障害児を通所させる指定児童発達支援事業所については、新条例第7条及び第17条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。

- 5 この条例の施行の際現に指定を受けている旧条例第7条第3項に規定する主として難聴児を通所させる指定児童発達支援事業所及び同条第4項に規定する主として重症心身障害児を通所させる指定児童発達支援事業所については、新条例第11条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
- 6 新条例第32条の2（新条例第59条、第63条、第84条、第85条、第89条及び第97条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、令和7年3月31日までの間、新条例第32条の2中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

（提案理由）

厚生労働省令の改正に伴い、指定障害児通所支援の事業等に係る基準を改めるほか、所要の規定整備をする必要がある。